

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 1 1 月 2 8 日

瀬戸市議会議長 小 島 俊 介

瀬戸市議会規則第 3 号

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会会議規則（昭和 32 年瀬戸市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(起立等による表決) 第 8 4 条 <省略> 2 <省略> <u>3 第 1 項及び第 8 8 条ただし書きの規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、表決システムによって表決をとることができる。</u> <u>4 議長は、表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押させるものとする。</u>	(起立による表決) 第 8 4 条 <省略> 2 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。